兵庫県公報

令和８年11月４日　水曜日　　第 768 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）…… 1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）…… 2
○ 保安林の指定予定（治山課）…… 2
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 5
○ 同　　上（同）…… 5
○ 同　　上（同）…… 6
○ 同　　上（同）…… 6
○ 同　　上（同）…… 6
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）…… 7
○ 同　　上（同）…… 8
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）…… 9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…… 9
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）…… 9
○ 道路の位置指定（淡路県民局）…… 10

公　　告

○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）…… 10
○ 都市計画の案の縦覧（都市計画課）…… 11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）…… 11
○ 落札者等の公示（物品管理課）…… 12

警察本部公告

○ 入札公告 …… 13

告　　示

兵庫県告示第1115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

古市土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	小　稲　敏　明	丹波篠山市真南条下580番地
同	木　下　智　仁	同　　市矢代新53番地
同	赤　井　政　明	同　　市草野50番地
同	酒　井　一　博	同　　市油井539番地１
同	酒　井　正　明	同　　市当野801番地
同	酒　井　義　広	同　　市波賀野504番地１
同	酒　井　壽　和	同　　市南矢代177番地

同	廣　瀬　英　富	丹波篠山市栗栖野461番地１
同	酒　井　由　雄	同　　市真南条中725番地
同	森　本　　守	三田市藍本423番地
同	藤　原　陽　子	丹波篠山市草野631番地２
同	多　田　雅　美	同　　市南矢代1012番地６
監　事	酒　井　　優	同　　市栗栖野425番地
同	森　口　和　男	同　　市古森178番地２
同	酒　井　好　浩	同　　市波賀野441番地
同	時　本　美　重	同　　市波賀野669番地２

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	小　稲　敏　明	丹波篠山市真南条下580番地
同	赤　井　政　明	同　　市草野50番地
同	森　口　和　男	同　　市古森178番地２
同	酒　井　一　博	同　　市油井539番地１
同	酒　井　正　明	同　　市当野801番地
同	宮　本　博　章	同　　市波賀野921番地
同	三　崎　正　和	同　　市南矢代984番地１
同	木　下　智　仁	同　　市矢代新53番地
同	岸　本　恵　一	同　　市真南条中623番地
同	廣　瀬　英　富	同　　市栗栖野461番地１
同	藤　原　陽　子	同　　市草野631番地２
同	多　田　雅　美	同　　市南矢代1012番地６
同	赤　井　達　也	三田市藍本389番地
監　事	酒　井　　優	丹波篠山市栗栖野425番地
同	酒　井　好　浩	同　　市波賀野441番地
同	中　本　正　靖	同　　市当野675番地
同	時　本　美　重	同　　市波賀野669番地２

兵庫県告示第1116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

土地改良区の名称	認可年月日
高岡福田土地改良区	令和８年９月17日

兵庫県告示第1117号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区谷八井谷字高見山710の128

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1118号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和８年11月４日
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字的場975、字イナキガヲ983、983の１
２　指定の目的
水源の涵養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1119号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和８年11月４日
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字大平ヒ1019、字小谷1265、1265の１、字クルミ原1267の１
２　指定の目的
水源の涵養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1120号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区大野字池ケ原212、213、字清谷245の２、249、251の２、252、253、255から257まで、259

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1121号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区原字中ノ谷580

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1122号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区芽野字獨活原637

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1123号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和８年11月４日
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町小代区芽野字東芽野谷696
２　指定の目的
水源の涵養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1124号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和８年11月４日
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区安木字森谷284の２、字馬路385、398、399の１、399の３、400、403、415、字蔵谷1218
２　指定の目的
土砂の流出の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1125号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区長板字作畑711、712、726、726の１、727、728、729の２、732から735まで、740、字笹谷741から743まで、745、747から749まで、761、762、789，795、803、818の１、819、字横林830から832まで、836、841から843まで、844の１、844の２、845

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1126号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区和田字中山90の１、92の１、93、97の１、98から100まで、村岡区長板字友木1140から1143まで、1156、1160、1160の１、1161、1166、1167、1169、1175から1179まで、字ホソ尾1254、1257から1261まで、1264、1266、1268、1270、1273、1273の１、1273の２、1274

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1127号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町伊角字虫尾1160の１（次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1128号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項の規定に基づき、同法第57条第１項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域（注）	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	手繰第２種漁業こぎ網漁業	別記１の１	周年	別記２	５トン未満	１隻	定めなし
	手繰第２種漁業ちんこぎ網漁業	別記１の１	周年				
	手繰第２種漁業いかなごぱっち網漁業	別記１の２	２月５日から７月15日まで				
		別記１の３	３月１日から７月15日まで				

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年11月４日から同年12月４日まで

３　備考

⑴　許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年３月31日までとする。

⑵　許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記３に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記１　操業区域

１　神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江埼灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。

２　神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場２号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

３　明石市古波止から197度の線、淡路市江埼灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

別記２　推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記３　条件

１　最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

２　滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

３　手繰第２種漁業は、同時に使用する網の数は２帖を超えてはならない。

４　たちうおを目的として操業してはならない。

５　たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

６　手繰第２種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

７　手繰第２種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。

８　手繰第２種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。

９　手繰第２種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、１本を超えてはならない。

10　ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数２本を超えてはならない。

11　張木の長さ７メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

12　張木の長さ７メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。

13　張木の長さ７メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第５号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。

14　張木の長さ７メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。

兵庫県告示第1129号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和２年兵庫県規則第48号）第４条第１項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	ひき縄漁業	別記の１	周年	定めなし	定めなし	３隻	定めなし
明石浦	同上	別記の２	同上	同上	同上	１隻	同上

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間
　令和８年11月４日から同年12月４日まで
３　備考
⑴　許可の有効期間
　この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。
⑵　許可又は起業の認可に付する条件
　この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。
別記　操業区域
１　大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第１防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第６防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第７防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
２　神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
※　共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

兵庫県告示第1130号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
　令和８年11月４日
兵庫県知事　齋　藤　元　彦
１　指定する区域
　たつの市揖西町前地字山田437番１並びに字東向山516番35の各一部
２　特定有害物質の名称
　鉛及びその化合物

兵庫県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和８年11月４日から供用を開始する。
その関係図面は、令和８年11月４日から２週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
　令和８年11月４日
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道 洲本松帆線	南あわじ市松帆江尻字碇ケ内394番２から 同　市松帆江尻字碇ケ内392番２まで	旧	5.0から 8.0まで	69.0	
		新	8.0から 20.0まで	88.0	

兵庫県告示第1132号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第１項第９号の規定により、次のとおり処分した旨阪神北

県民局長から報告があった。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　被処分者

商号又は名称　　株式会社ハント不動産

代 表 者 氏 名　　宮下　健治

事務所所在地　　兵庫県川西市小花一丁目７番13号

免 許 証 番 号　　兵庫県知事（４）第300294号

免 許 年 月 日　　令和４年11月19日

２　処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第1133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指 定 番 号	指定年月日 （令和年月日）	位　置	幅　員 （メートル）	延　長 （メートル）
第R08淡路位置0001号	８.10.21	洲本市上加茂字二反田185番１の一部	6.00 8.04	91.37 10.62

公　　告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の２の９の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の３第１項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称　　株式会社ホテルプレフォート

代表者の氏名　代表取締役　伊　藤　栄　紀

住所　　明石市小久保２丁目６－10

２　特定建築物等の名称及び所在地

名称　　（仮称）明石市松の内二丁目ホテル計画

所在地　明石市小久保２丁目２－10

３　準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所　まちづくり部都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間　令和８年11月４日から同月17日まで

４　意見書の提出期間及び提出先

提出期間　令和８年11月４日から同月17日まで

提出先　　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県まちづくり部都市政策課

都市計画の案の縦覧

大阪府が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第２項において準用する第17条第１項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

また、都市計画法第17条第２項の規定により、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について大阪府知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を以下の提出方法により提出すること。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　都市計画の種類及び名称

⑴　北部大阪都市計画都市高速鉄道

203－４号阪急電鉄神戸線

⑵　北部大阪都市計画道路

３・３・203－19号三国塚口線

２　都市計画を変更する土地の区域

⑴　203－４号阪急電鉄神戸線

大阪府豊中市島江町二丁目、庄内宝町二丁目、庄内宝町三丁目、兵庫県尼崎市戸ノ内町一丁目地内

⑵　３・３・203－19号三国塚口線

大阪府豊中市庄内宝町二丁目、庄内宝町三丁目、庄本町一丁目地内

３　都市計画の案の縦覧期間

令和８年11月４日（水）から同月18日（水）まで

４　縦覧場所

大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課

５　意見書の提出

⑴　提出期限

令和８年11月４日（水）から同月18日（水）まで

⑵　提出先

大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課（〒559-8555　大阪市住之江区南港北一丁目14番16号）

⑶　提出方法

持参又は郵送による書面での提出

大阪府行政オンラインシステムによる提出

https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home

６　その他

都市計画の案は前記４以外に以下の場所でも縦覧する。

大阪府豊中市都市計画推進部都市計画課、兵庫県まちづくり部都市計画課、尼崎市都市整備局土木部道路整備担当

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年11月４日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　トンボプラザ
　所在地　明石市硯町３丁目455－１外
２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町２丁目４番１号	髙　橋　英　丈

３　変更事項
⑴　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町２丁目４番１号	井　上　　亮

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町２丁目４番１号	髙　橋　英　丈

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号	金　谷　隆　平
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町１丁目７番４号	堀　江　康　生
外１者		

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社Ｊｏｓｈｉｎ	大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号	金　谷　隆　平
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町１丁目７番４号	木　村　昭　夫
株式会社メガネトップ	静岡市葵区伝馬町８番地の６	冨　澤　昌　宏
外４者		

４　変更年月日
　令和８年６月23日外
５　届出年月日
　令和８年10月13日
６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
⑴　縦覧場所
　兵庫県まちづくり部都市計画課
⑵　縦覧期間
　令和８年11月４日から４月間
７　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限
　令和９年３月４日
⑵　提出先
　兵庫県まちづくり部都市計画課
　〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
　令和８年11月４日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　落札に係る物品の名称及び数量
　県立学校生徒用貸与端末一式の購入

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　兵庫県出納局物品管理課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
３　落札者を決定した日
　令和８年８月28日
４　落札者の名称及び住所
　株式会社ラインズオカヤマ
　岡山県備前市伊部1722－１
５　落札金額
　439,420,190円（税込）
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　入札公告をした日
　令和８年７月14日

警　察　本　部　公　告

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月４日

契約担当者
兵庫県警察本部長　宇田川　佳　宏

１　調達内容
⑴　件名
　サイバー犯罪捜査用資機材賃貸借
⑵　契約内容
　仕様書のとおり
⑶　納入期限
　令和９年１月31日（日）
⑷　契約期間
　令和９年３月１日（月）から令和14年２月29日（日）まで
⑸　納入場所
　仕様書のとおり
⑹　入札方法
　上記⑴について入札に付する。
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争入札参加資格
⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
⑶　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
⑸　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団

及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

３　申込書・入札書の提出等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係　担当　塩山

電話（078）341－7441　内線2216

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月４日（水）から同月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑶　入札・開札の日時及び場所

令和８年12月15日（火）午前10時00分　兵庫県警察本部５階会計課別室

⑷　入札書の提出期限

上記⑶の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和８年12月14日（月）午後５時までに上記⑴の場所に必着のこと。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の５以上の額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和８年12月11日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。

⑷　入札者に求められる義務

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和８年11月18日（水）までに提出すること。

イ　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和８年12月22日（火））まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ　代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク　入札金額は、前記１(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

⑺　初度の入札に参加して有効な入札をした者

⑴　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

⑹　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑺　契約書作成の要否

要作成

⑻　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑼　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Name and title of head of the procuring entity:

Udagawa Yoshihiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

⑵　Nature and quantity of the products to be contracted:

Cyber Crime Investigation Machinery　(leasing contract)

⑶　Lease period:

From March 1, 2027 through February 29, 2032

⑷　Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

⑸　Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 November 18, 2026

⑹　Deadline for tender:

17:00 December 14, 2026 by mail

10:00 December 15, 2026 by direct delivery

⑺　Person to contact concerning the notice:

Mr.Shioyama, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2216